ビジョンバン活動助成要綱細則

(事業の申請)

第1条 ビジョンバンの活用申請は、当該事業開始の3か月前までに申し込みを行い、 日本眼科医会(以下「本会」という)が審査し、許可するものとする。個人からの申 込は原則的に認めない。

(事業の活動)

第2条 ビジョンバンによる眼科健診・検診及び展示活動は、原則的に本会との共催活動とする。

(行政手続)

第 3 条 ビジョンバンによる眼科健診・検診に伴う当該行政機関等への手続きは、本 会の指導のもと原則的に主催となる実施主体が行うものとする。

(助成金の交付:移送費)

第 4 条 眼科健診・検診及び展示活動に係るビジョンバン移送費(詳細下記)については、本会が一定の額内で助成する。助成上限額を超えた場合は開催団体の負担とする。それぞれの活動における助成額は、年度ごとの総活動回数、活動内容、過去の活動 実 績、今後の活動予定等を勘案し、本会が下記の助成金の基準を基にその都度決定する。

- 1. ビジョンバン移送費に含まれるもの
- ・運転手の人件費
- 運転手の宿泊費
- ・ビジョンバン駐車料金
- ビジョンバンガソリン代
- ・ビジョンバン高速道路料金
- ・医療機器設置に要する人員の人件費
- ・医療機器設置に要する人員の交通費・宿泊費

2. 助成金の基準について

(1) 都道府県眼科医会及び日本眼科学会ならびに眼科関連学会、研究会、大学等非 営利団体による健診・検診及び展示活動の移送に要する費用であって、下記の各項目 すべてを満たす場合は、本会が助成金額について最大20万円を上限として決定する。 なお、各項目のうちいずれかを満たさない場合は(2) に順ずるに順ずる。ただし、特別措置による活動の場合、上限額は別途検討し変更することができる。

- 1) 本会との共催事業であること
- 2) 他団体等(営利団体含む) からの補助を主としない活動であること
- 3) 会費を徴収する行事の場合、(最大) 5千円以上を徴収しないこと
- (2) 営利団体や営利団体で組織される協会との共催事業、もしくは営利団体からの補助を主とする健診・検診及び展示活動事業については助成しない。

(助成金の交付:人件費・事務費等の活動費)

第 5 条 健診・検診に伴う人件費・事務費等の活動費の助成については、活動ごとに 本会 が助成金を決定するものとし、各項目の助成金の目安は下記のとおりとする。

- 1. 本会と共催となる健診・検診活動
- (1) 他団体等からの補助を主としない健診・検診活動:最大 15 万円
- (2) 他団体等からの補助を主とする健診・検診活動:最大 10 万円 (1)(2)とも、特別措置による活動の場合、上限額は別途検討し変更すること ができる。
- 2. 本会と共催となっていない健診・検診活動には助成しない。
- 3. 営利団体や営利団体で組織される協会との共催事業、もしくは営利団体からの補助を、主とする健診・検診活動には助成しない。
- 4. 展示のみの活動については、助成しない。

(改廃)

第6条この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から 施行する。
- この規則は、平成30年(2018年)3月1日から施行する。
- この規則は、令和5年(2023年)9月9日から施行する。